

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	総務文教・環境厚生 常任委員会合同協議会	会議場所 全員協議会室	
		担当職員 山末	
日 時	平成30年10月19日(金曜日)	開 議	午後 1 時 30 分
		閉 議	午後 2 時 45 分
出席委員	【総務文教常任委員会】 ◎奥野 ○三上 田中 山本 竹田 小松 福井 【環境厚生常任委員会】 ◎平本 ○富谷 酒井 小川 齊藤 菱田 小島 馬場		
理事者出席者	【教育部】山本部長、和田次長 〔教育総務課〕片山課長 〔学校教育課〕土岐課長、谷口副課長、岩崎指導係長 〔社会教育課〕大西課長、亀井人権教育担当課長 〔教育研究所〕中川副所長		
事務局	山内次長、鈴木議事調査係長、山末主事		
傍聴者	市民 1名	報道関係者 0名	議員0名

会 議 の 概 要

1 開 議

2 意見交換

[理事者入室] 教育部

(1) 子どもの権利条例（仮称）について

<平本委員長>

(あいさつ及び環境厚生常任委員会のこれまでの取り組みについて説明)

[意見交換]

<酒井委員>

先進地視察で教育分野との連携が非常に重要だと聞いたが、本市の現状はどうか。

<教育部次長>

学校では子どもたちを長時間見ている。その中で子どもやその背後にある家庭の状況に気づくことがたくさんある。学校では日常的に対応しており、必要があれば福祉分野や家庭支援総合センター、警察等の関係機関と連携している。個々のケースについて説明することは難しいが、そのあたりの意識は各学校でも持っている。

<馬場委員>

学校現場の小・中学校において、例えば、朝食を食べているのかどうかなどの実態を把握していると思うが、それについてはどうか。

<教育部次長>

朝食を食べているのかどうかということに特化した調査は行っていない。各学校で、

生活状況の調査や学校生活を気持ちよく行うためのベースとなる家庭教育・生活について聞いているということはあるかもしれないが、集約はしていない。しかし、国が小学6年生と中学3年生に対して毎年行っている全国学力・学習状況調査の中に、質問紙調査というアンケートのようなものが実施されている。その中には、「あなたは朝食を毎日食べていますか」という項目があり、本市の小学6年生の93%が食べていると回答している。全国平均は95%なので、2ポイント低い。中学3年生では亀岡市は89%であり、全国平均では92%なので、3ポイントの差がある。

<馬場委員>

本市の中で地域的なばらつきはあるのか。

<教育部次長>

学校ごとのデータは手元にはないが、私の経験で言うと、学校や地域の状況に応じて差は生じていると思う。各学校は自校のデータを持っているので、平均の数値と比較する中で、どのような取り組みをしていけばよいかということを考えていくことになる。

<馬場委員>

食べない理由は把握しているのか。

<教育部次長>

設問に食べない理由という項目がないためわからない。

<齊藤委員>

子どもの権利条例の制定に向けて環境厚生常任委員会で取り組んできたが、条例を読んだ感想は。

<教育部長>

多くの自治体で子ども条例や子どもの権利条例が制定されている。子どもの権利が大切にされ、保障される中で行政、地域、保護者等と一緒に子どもを健全な育成のために取り組みを進めていくことは重要なことだと考えている。

<齊藤委員>

条文について、加筆や修正が必要と感じる部分は。

<教育部長>

子どもにそれぞれの年齢と発達に応じて受ける権利を教えることについて、難しい部分があるのではないかと考えている。

<齊藤委員>

気になったのは、亀岡市の学力が悪いのは朝食を食べていないからということについてである。それが原因なのかはわからないが、個人情報に縛られていると解明できない。皆で情報を共有し、亀岡市全体の学力をあげていくことや、貧困をなくしていくことが難しくなる。議員だけにでももう少し個人情報をオープンにしていくかどうかと考えるがどうか。

<教育部次長>

個人情報と施策推進のためのデータの線引きが難しい部分はあるが、亀岡市の教育や子どもたちのよりよい育ちを進めていくために必要なデータということであれば提示する必要があると思う。先ほど、朝食のアンケート結果を申し上げたが、朝食を食べることと学力に相関関係はあるかもしれないが、因果関係があるのかどうかはわからない。そのため、朝食を食べるように指導することが学力向上につながるのではなく、そのベースにある家庭の教育力や経済的な部分等、さまざまな要素があると考えている。それをはっきりさせるために必要なものは示していければと

思う。

<齊藤委員>

それもよくわかるが、数字ははっきりしているので、数字によって説明していくことが大事である。

<馬場委員>

条例案の第5条で「～しなければならない。」という表現がある。これを「～するものとする。」という表現にするのかどうかについて、委員会で議論になった。これについて意見は。

<教育部次長>

子どもの権利が保障されていない現実がある中で、強く規定し、それぞれが責任を持って進めていかなければならないという意識を持っていただけるという意味では、この表現でよいと思う。

<三上副委員長>

川崎市の条例を見ると、わかりやすい言葉で子どもたちにはこういう権利があるのだということが詳しく書かれている。子どもに条文の入ったパンフレット等を配付して周知すれば、虐待等があっても自分で意見を言えるようになっていくのではないかと感じた。

<酒井委員>

子どもにもわかりやすくするために、条文を平仮名にしてはどうかということや、柔らかな表現を使ってはどうかということを議論したが、条文はこのような内容にしておき、広報は別に行えばよいのではないかということになった。啓発の際にわかりやすい表現にしていければよいということでこういう内容になっている。

<平本委員長>

この条例は骨格をつくるというところからスタートしている。子どもに向けた啓発は、違った形でわかりやすくできればと思っている。

<福井委員>

一番心配しているのは、これを議会が提案して条例を制定したときに、教育部と健康福祉部が横のつながりをしっかり持って、条例に沿った運用ができるのかということである。できない部分があれば正直に言ってもらえばよいと思う。

<教育部長>

条例に基づいて施策を進めていくに当たっては、実効性の確保が大事になってくる。基本計画を策定し、進行管理や検証を進めながらやっていくということが条例に書かれている。これを進めていくには体制づくりが必要になる。現在、福祉部門と連携していないわけではない。施策を進めていくには財政措置が必要であり、全庁的な連携がとれる体制づくりが必要だと思っている。

<菱田委員>

具体的にこういう組織ができれば教育部と福祉部門が連携しやすいという考えはあるか。

<教育部長>

核となる組織の位置付けが必要になる。他市の例を見ると、福祉部門に組織をつくっていることが多いという認識を持っている。

<菱田委員>

例えば、子どもが虐待を受けているというときに、子どもが地域にいるときは地域が見つけて守っていく手段を考えていくことが大事であり、学校にいるときは学校が見つけてどのように連携していくのかということが大事になってくると思う。事

象に応じて見つける場所、タイミングは変わってくる。壁のない物事のやりとりができる組織が必要ではないかと思う。目の前の子どもを守っていくためにはどうすればよいのかという視点で検討いただければと思う。

<教育部次長>

子どもの家庭状況等について、気になる部分を見つけるのはいろいろな場面があり、学校も大きな役割を担っていると思う。現在、虐待が疑われるケースが発生した場合は、学校から福祉部門に通告している。要保護児童対策地域協議会の中で扱われるケースが中心になっており、個々の児童・生徒についてケース会議が開催される。そこには、学校、教育委員会、福祉部門、児童相談所、医療が入って方向性を決めて行動に移している。教育委員会と福祉部門で同じ方向を見て進めていきたいという思いはどちらも持っていると思うが、それぞれが大変忙しい。福祉部門も人が少なく、要保護児童対策地域協議会の名簿だけでも約300件あると聞いている。福祉と教育をつなぎ、それぞれに働きかけて情報収集を行って方針を立てるコーディネーター役のような人がいればもっとスムーズに進められるのではないかと思う。

<菱田委員>

昨年度、環境厚生常任委員会で視察を行った足立区にそういう人がいた。福祉部門で子どもの貧困に携わっている一方で、企画部門の担当部長という2つの肩書きを持っていた。そういうことを行えばスムーズに行くのではないかと感じた。

<小川委員>

昨年、子どもの貧困対策に関する提言で全庁横断的な取り組みを求めたが、その後の変化はあったのか。

<教育部次長>

目に見えて変わった部分があるわけではないが、昨年度から福祉部局と学校に入っているまなび・生活アドバイザー（スクールソーシャルワーカー）との懇談が始まった。スクールソーシャルワーカーも大変有意義であったと前向きに捉えており、連携は進んだと思う。

<富谷副委員長>

福祉部門も教育部門も連携の必要性を感じていると思う。条例の中で、子どもが相談しやすい仕組みづくりという項目を挙げている。子どもが相談しやすいのは福祉部門ではなく学校だと思う。相談を受ける仕組みについて見解があれば。

<教育部次長>

学校は子どもたちにとって生活の主たる場であるので、そこで悩みをたくさん持っていることを認識している。相談体制は各校で工夫を凝らしていただいている。児童・生徒同士のトラブルや悩みは身近な担任に訴えたり、保健室の先生やスクールカウンセラーに相談に行く子どもたちもいる。保護者からの相談もスクールカウンセラーに寄せられることが多い。スクールカウンセラーが来られる日は一日中切れ目なく相談を受けている。また、顔が見えない方が相談しやすいという中高生もいるので、京都府が電話による相談を受け付けていたり、LINEを活用した相談も行っている。亀岡市でも、教育委員会で保護者から電話で相談を受けたり、来庁されて面談したりすることも頻繁にある。

<富谷副委員長>

窓口はあるが、それが解決するまでが難しいと思う。機能強化を期待したいと思う。

<平本委員長>

先進地視察に行くと、歯の治療の状況によってネグレクトの疑いがある子どもがいるという話があった。歯の検診でわかったことを学校現場で認識しても、個人情報

の関係で福祉部門との情報共有が難しいと聞く。学校現場だけでは対処できないと思うが、福祉部門との連携をどのように進めていくのか。

<教育部次長>

歯の治療の状況や口腔状況によって家庭での生活がわかることもある。それがどれほど虐待につながっているかということはそのケースによると思うが、まずは学校の中の管理職を中心としたチームで情報共有をした中で、子どもを見守るのか、福祉に通告するのかということも考えていっている。守秘義務の範囲の中で通告することができるということは認識しているので、状況に応じて連携する体制はできていると考えている。

<平本委員長>

子どもの権利を守らなければならないということを保護者に認識してもらうにはどうすればよいと考えるか。

<教育部次長>

P T Aの場や学校での総会、学年保護者会、入学式等を通じて周知していくことが必要だと思う。

<平本委員長>

子どもの権利だけを助長するのではないかという意見が委員会の中で出た。保護者に間違った捉え方をされることにより、子どもの権利が先に立ち、学校現場がかえって混乱すると困ると考えている。これから周知を行っていくに当たり、よい案があれば教えていただければと思う。

<三上副委員長>

子どもの権利条例を制定することにより、教育の場でこの条例を生かすことができると思う。子どもや先生にも条例を読んでもらうことで、いじめ、不登校、親の虐待、部活のパワハラ等の課題解決に効果が出てくると思う。条例を生かして学校で何を教えていくのかを考えていくことが大事だと思う。福祉につなぐ役目だけではなく、積極的にすべきことがあると思う。子どもを守るには地域のコミュニティも必要である。亀岡の将来を担う子どもたちのためにどういうことをしていくのかということを全庁で考えていかなければならない。

<馬場委員>

第7条では子どもの権利の日を定めている。川崎市では、教育委員会が先頭に立って、子どもの権利の日の前後に子どもたちに子どもの権利について教えている。それを受けて子どもたちが17年前に行った大人へのメッセージがパンフレットに書かれているのだが、「まず、おとなが幸せにいてください。おとなが幸せじゃないのに子どもだけ幸せになれません。おとなが幸せでないと、子どもに虐待とか体罰とかが起きます。条例に「子どもは愛情と理解をもって育まれる」とありますが、まず、家庭や学校、地域の中で、おとなが幸せでいてほしいのです。子どもはそういう中で、安心して生きることができます。」と書かれている。学校現場で教えるのは大変なことだが、そういうことをぜひやっていただきたい。

<酒井委員>

歯の治療の状況についても、まずは学校現場で判断するという話があったが、それは教育現場ですることではないのかもしれない。歯の治療の状況をもとに、学校で子どもの家庭環境を判断して対策していくのは難しいと思う。この条例が制定されれば、現場の先生にも条約や条例を読み込んでいただき、理解いただいた上で子どもの権利条約や子どもの権利条例の理念に基づいた指導をしていってほしいと思う。

<三上副委員長>

条例を生かして学校での教育をより有効にしていくということについては共通理解だと思う。それによっていろいろなことがうまく回っていくようになると思う。それについての考えは。

<教育部長>

子どもにとって何が望ましいのか、どのような手立てが必要なのかということを考え、広く進めていかなければならないと認識している。

<三上副委員長>

子どもの権利条約や条例に規定される子どもの権利について、学校の先生や保護者、子どもにも条例を熟読いただいて中身を具現化していただきたい。

<教育部長>

子どもたちにもわかりやすい説明を行い、対応していきたい。

<酒井委員>

朝食を食べているのかということや歯の治療痕については、子どもの家庭の状況を把握するためではなく教育目的で行われている。支援が必要だということを判断し、支援しなければならないという意識で集めているわけではないと思うがどうか。

<教育部次長>

その通りである。それが目的で調査やアンケートを行っているわけではない。

<酒井委員>

連携について、学校で判断してからつなぐのではなく、普段から情報共有をしておくのは難しいか。

<教育部次長>

内容による。学校では子どもたちや周辺のいろいろな子どもにまつわる様子を総合して判断するため、全てを福祉と共有すると膨大な量になる。そこは学校で一定の判断を行い、必要な部分について提供するという体制になっている。

<酒井委員>

全てを共有するというのではなく、アンケートの調査結果等を共有しておくという事は可能か。

<教育部次長>

個々のデータをどこまで共有できるのかはわからない。必要なことは連携していきたい。

<山本委員>

データを共有することが必要だと思っているができないのか。それとも、歯の治療痕など、家庭の状況が見えにくい部分については共有する必要はないと考えているのか。

<教育部次長>

歯の治療のことばかりがクローズアップされているが、それだけをもって全てを共有し、いざとなれば使うということや、個人名をオープンにすることまでの必要性を現場としては感じていない。家庭の状況を掴む一つの方法であるという認識である。

<山本委員>

私も同じ思いを持っている。酒井委員はそういう問題があるかどうかに関わらず、共有できるものは常に共有しておいた方がよいという考えなのか。

<酒井委員>

渡せるデータは渡しておき、亀岡市の子どもたちの状況について福祉部門が分析すると

きの材料として使うことができればと思った。どのようにすればよいのかは連携を行う中で検討してもらえればと思う。

<齊藤委員>

これは当たり前のことで、普通の気づきである。先生によって個人差があるため難しいが、先生が気づいたことはきちんと家庭に相談したりしていると思う。データがどうこうと言うとややこしくなるのではないかと思う。

[理事者退室]

～14:38

<齊藤委員>

以前に提言を行ったが、庁内連携というのが全く見えていない。横の連携が難しい。

<三上副委員長>

部や課を越えて取り組んでもらうことが大事である。これで一番喜ぶのは人権啓発課だと思う。子どもたちが人権意識を磨いて大人になれば、余分な人権啓発を行わなくても皆が人権を守るまちになる。全ての部課に影響ある条例になると思う。そういう思いを強く持って議会から提案していけばよいと思う。

<竹田委員>

本日の会議は無駄だったとは思わないが、急ぎすぎたのではないか。歯の治療痕や朝食等、具体的な内容が出てきたが、我々もそれを知った上で臨めばよかったと思う。

<奥野委員長>

そのように私も感じていた。

<福井委員>

環境厚生常任委員会の疑問点を先に示すべきであったと思う。そうすればそこから議論ができたのではないかと思う。

散会 ～14:45